

別表3（第7条関係）

	1 事業所・施設（※1, 2, 3）	2 基準単価 （千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率	
1	通所介護事業所（※4）	通常規模型	537	第6条第1号から第3号までに規定する補助対象経費	10分の10	
2		大規模型（Ⅰ）	684			
3		大規模型（Ⅱ）	889			
4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む。）	231				
5	認知症対応型通所介護事業所	226				
6	通所リハビリテーション事業所（※4）	通常規模型	564			
7		大規模型（Ⅰ）	710			
8		大規模型（Ⅱ）	1,133			
9	短期入所生活介護事業所	27	定員			
10	短期入所療養介護事業所	27				
11	訪問介護事業所	320	事業所			
12	訪問入浴介護事業所	339				
13	訪問看護事業所	311				
14	訪問リハビリテーション事業所	137				
15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508				
16	夜間対応型訪問介護事業所	204				
17	居宅介護支援事業所	148				
18	居宅療養管理指導事業所	33				
19	小規模多機能型居宅介護事業所	475				
20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638				
21	介護老人福祉施設	38				定員
22	地域密着型介護老人福祉施設	40				
23	介護老人保健施設	38				
24	介護医療院	48				
25	介護療養型医療施設	43				
26	認知症対応型共同生活介護事業所	36				
27	養護老人ホーム（定員30人以上）	37				
28	軽費老人ホーム（定員30人以上）	37				
29	有料老人ホーム（定員30人以上）	37				
30	サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）	37				
31	養護老人ホーム（定員29人以下）	35				
32	軽費老人ホーム（定員29人以下）	35				
33	有料老人ホーム（定員29人以下）	35				
34	サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）	35				

(※1)対象事業所・施設については、交付申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

(※2)各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

(※3)介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所（通常規模型）、訪問型サービスは訪問介護事業所、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととし、基準単価は介護サービスの種別により判断する。

(※4)通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付申請時点で判断する。

別表4（第7条関係）

	1 事業所（※1, 2, 3）	2 基準単価 （千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
1	通所介護事業所（※4）	通常規模型	537	第6条第4号に 規定する補助対 象経費	10分の10
2		大規模型（Ⅰ）	684		
3		大規模型（Ⅱ）	889		
4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む。）		231		
5	認知症対応型通所介護事業所		226		
6	通所リハビリテーション事業所（※4）	通常規模型	564		
7		大規模型（Ⅰ）	710		
8		大規模型（Ⅱ）	1,133		

（※1）対象事業所・施設については、交付申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

（※2）各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

（※3）介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所（通常規模型）として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととし、基準単価は介護サービスの種別により判断する。

（※4）通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付申請時点で判断する。